

道観構第 22006-14 号
令和 4 年 6 月 15 日

各 位

公益社団法人北海道観光振興機構
会 長 小 磯 修 二

石狩地域：「冬の体験型コンテンツ（スノーアクティビティ）＋都市型観光を組み合わせた観光コンテンツの磨き上げ事業」の委託に係る企画提案の公募について

拝啓 時下ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

平素は、当機構の事業推進に格別なご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当機構では、標記事業に係る委託業務について下記の通り企画提案を募集することといたしましたので、ご案内申し上げます。

敬具

記

1. 事業名

石狩地域：「冬の体験型コンテンツ（スノーアクティビティ）＋都市型観光を組み合わせた観光コンテンツの磨き上げ事業」委託業務

2. 参加表明

企画提案書提出の意向がある場合は、企画提案指示書 10.（1）に示す内容をメールでお知らせください。（様式なし、メール本文で可）

※参加表明期限：令和 4 年 6 月 22 日（水）17 時

3. 提出物について

企画提案書及び見積書（※ 詳細は、企画提案指示書を参照してください）

4. 今後のスケジュール

- （1）参加表明〆切 令和 4 年 6 月 22 日（水）17 時
- （2）企画書提出〆切 令和 4 年 7 月 06 日（水）17 時
- （3）企画審査会 令和 4 年 7 月中旬予定
- （4）契約書の締結 令和 4 年 7 月下旬予定

5. その他

事業に関する説明会は実施いたしません。

<問い合わせ先>

〒060-0003 札幌市中央区北 3 条西 7 丁目 緑苑ビル 1 階

地域支援本部地域観光部 担当：大内 憲悟

五十嵐 雅之

電話：011-231-2900 fax：011-232-5064

E-mail：ke_ouchi@visithkd.or.jp

石狩地域：冬の体験型コンテンツ（スノーアクティビティ）＋都市型観光を組み合わせた観光コンテンツの磨き上げ事業企画提案指示書

1. 委託業務名

石狩地域：「冬の体験型コンテンツ（スノーアクティビティ）＋都市型観光を組み合わせた観光コンテンツの磨き上げ事業」委託業務

2. 事業目的

滞在時間を延ばして地域消費を上げるためにウィンターシーズンの滞在型観光（雪遊び）コンテンツを造成し、地域の強みである都市型観光と組み合わせることで延泊を狙う。

第五期北海道観光のくにつくり行動計画でもコト消費による滞在日数の長期化を図ることとしており、当地域としても目指していく。

これまでグリーンシーズン中心での事業であったが、体験型観光を旅行に組み込むことは、滞在期間を伸ばし、観光消費額を上げることに貢献することから、冬季にも、体験型コンテンツ（スノーアクティビティ）の磨き上げと旅行商品の造成を行うことにより、石狩地域が通年で「体験型観光」を楽しめる土台を作ることを目的とする。特に、冬季オリンピックや雪まつりで世界的に有名な「札幌市」は現在スノーリゾートとしてブランドの確立の取り組みを進めており、併せて、空の玄関口、新千歳空港を有する千歳市から札幌に至るまでの近隣の北広島市、恵庭市の一带は、札幌から1時間以内で往来もできアクセスも良く、都市型観光＋スノーアクティビティとして楽しむ事のできる、多様なコンテンツを有することから、今後のインバウンドに向けた冬の市場に向けた磨き上げ事業を行う。なお、コロナ後に早期回復が見込まれるアジア圏を中心に事業を考える。

3. 委託期間

契約締結日から令和5年(2023年)3月10日（金）まで

4. 契約方法

公募型プロポーザル方式（価格考慮型）による随意契約

※企画内容提案に加えて価格についても審査基準の要素とします。

5. 予算上限額（消費税及び地方消費税相当額10%を含む。）

16,250千円

6. 業務内容及び実施方法

事業内容について対象となる※地域へのヒアリング等を実施し、地域の意向を十分に踏まえた上で下記に例示する業務を基本とした事業を実施すること。また、新型コロナウイルス感染症の状況に十分配慮することとし、地域の意向を踏まえた上で柔軟に対応することとする。なお、事業効果を高めるものとして独自に提案する業務を付加することも可能とする。

《事業対象地域》

石狩地域（札幌市、千歳市、北広島市、恵庭市）

《地域連絡先》北海道石狩振興局 産業振興部 商工労働観光課 坂本係長 TEL011-204-5830

《メインターゲット：中国、台湾、タイ、香港、シンガポール(旅行者の早期回復が見込まれる地域)》

《メインターゲット属性：都市型観光も楽しみたい、これまで都市型観光で来道したことがある

リピーター、コト消費にも関心がある層》

《事業実施ステップ》

Step 1：アジア市場に向けた冬の体験型コンテンツ（スノーアクティビティ）や都市型観光や食のコンテンツの磨き上げ（各国のレベルに合わせたコンテンツの選定（スキー、スノーモービル、その他雪を活用したコンテンツ等）やコンテンツとしての魅力等、有識者を含めた検討会によるコンテンツの精査等）。

Step 2：日本在住のターゲット国の旅行会社関係者や知見が豊富な専門家等によるモニターツアー実施。

Step 3：海外のOTAや旅行会社の方々などの招請（実際に冬の体験型コンテンツ（スノーアクティビティ）と都市型観光や食などを組み合わせたコンテンツを体験）。

Step 4：地元のスキー会社や冬の体験型コンテンツ関連会社等と海外の旅行会社との商談会の実施。

Step 5：海外旅行者向けサイトへ掲載する圏域内観光コンテンツの多言語整備（OTAの前段階）。

Step 6：OTAサイトへの商品掲載。

（１） 滞在コンテンツ造成事業

- ① 冬の体験型観光のニーズを持つアジアをターゲットとした体験型観光や都市型観光のコンテンツの洗い出しや磨き上げを行い、旅行商品を造成する。

【対象者】 4市（札幌市、千歳市、北広島市、恵庭市）

【開催回数】 各市1回ずつ

【内容】 事業内容説明、スケジュール確認、コンテンツ洗い出し

- ② 知見が豊富な有識者等を交えた検討会を開催し、モニタリングを実施するコンテンツを精査し、磨き上げを行う。

【対象者】 知見の豊富な有識者等3名程度

【開催回数】 1回

【内容】 モニタリング参加者からのコンテンツの磨き上げ、販売コンテンツへのアドバイス

- ③ 日本在住のターゲット国の旅行会社関係者や知見が豊富な専門家によるモニターツアーを実施する。

【対象者】 知見の豊富な有識者等

【対象者】 旅行会社2社各1名、専門家1名

【開催回数】 1回

【内容】 磨き上げられたコンテンツに関するモニターツアーを実施

（２） 旅行商品流通環境整備事業

- ① ターゲット国向け旅行会社を招請し、FAMトリップを行い、商品の販路開拓を行う。また、旅行会社（5社以上を予定）と関係者による商談会を開催する。

※新型コロナの感染状況により、現地からの招請が難しい場合には、ターゲット国のOTA

及び旅行会社に商品提供を行っている日本国内の旅行会社やランドオペレーター等を招請する。

【実施時期】 1～2月を想定

- ② ①の旅行会社の招聘を基に、ターゲット国に強いOTA（3種類以上を予定）へ造成したコンテンツの掲載・販売を行う。

（3） 目標と成果指標

① 滞在コンテンツ造成事業

アウトプット：・滞在コンテンツ及びツアー数：16件以上（内訳：ツアー3件以上、コンテンツ13件以上）

アウトカム：・滞在コンテンツ及びツアーの販売数：16件以上
・コンテンツ及びツアーの掲載ページの総PV数（OTA等）：2000PV以上

② 旅行商品流通環境整備事業

アウトプット：・OTAサイトへの掲載数：16件以上（内訳：ツアー3件以上、コンテンツ13件以上）

・商談する旅行会社数：5社以上

アウトカム：・コンテンツ・ツアー販売数：販売数16件以上
・コンテンツ・ツアー掲載ページの総PV数（OTA等）：2000PV以上

（4） 旅行者の混雑や密の低減への対応

- ① 旅行業における新型コロナウイルス対応ガイドライン
② 業種別ガイドライン（内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室HPより）
③ 新北海道スタイル（北海道策定）
④ その他関係自治体にかかるガイドライン

（5） 事業実施報告書の提出

受託者は本事業の終了後、事業の実施内容とその成果等についてまとめた報告書を作成し、紙、及び電子データにて提出すること。

7. 企画提案応募条件等

- （1） 単独法人又は複数の法人等（法人及び法人以外の団体を含む）による連合体（以下「コンソーシアム」という。）であること。
- （2） コンソーシアムは構成員の中で1人以上、単体企業等は自らが必ず旅行業法に基づく旅行業者の登録を受けていること。
- （3） 単独法人及びコンソーシアムの構成員は、次の要件を全て満たしていること。
- ① 北海道に本社もしくは事業所等（本事業を実施するために設置する場合を含む。）を有する法人、又は特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）に基づく特定非営利活動法人であること。ただし、宗教活動や政治活動を主たる目的とする法人、暴力団又は暴力団員の統制下にある法人を除く。
- ② 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項に規定する者でないこと。
- ③ 地方自治法施行令第167条の4第2項の規定による競争入札への参加を排除されている者でないこと。

- ④ 北海道の競争入札参加資格者指名停止事務処理要領（平成４年９月１１日付け局総第４６１号）第２第１項の規定による指名停止を受けていないこと。また、指名停止を受けたが、既にその停止の期間を経過していること。
 - ⑤ 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第６号に規定する暴力団員をいう。）又は暴力団関係事業者（暴力団員が実質的に経営を支配する事業者その他同条第２号に規定する暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する事業者をいう。）に該当しない者であること。また、暴力団関係事業者等であることにより、道が行う競争入札への参加を除外されていないこと。
 - ⑥ コンソーシアムの構成員が単独企業、法人以外の団体又は他のコンソーシアムの構成員として、この企画提案（プロポーザル）に参加する者でないこと。
- （４） コンソーシアムにおいては、（２）、（３）の要件の他、次のいずれの要件も満たすこと。
- ① コンソーシアムを構成する企業間に明確な契約が存在すること。
 - ② 委託を受けた事業が完了した日の属する年度の終了後５年間、会計帳簿等の関係書類の保存について責任の所在が明確であること。

８．審査基準

企画提案は次の項目を審査し、総合的に判断する。

- （１） 企画提案の目的適合性
実施内容が、事業目的を達成させるために効果的であるか。また、実施内容は、事業の目的に資するものか。
- （２） 実現性
事業の組み立てに具体性があり、実現可能な内容・スケジュールとなっているか。
- （３） 業務遂行能力
事業実施のためのノウハウを備えており、業務を遂行する能力があると判断できるか。
- （４） 経済合理性
費用対効果が高い提案となっているか。

９．事業者決定までのスケジュール

令和４年(2022年)６月２２日（水）１７時 参加表明 締切

令和４年(2022年)７月０６日（水）１７時 企画提案書 提出期限

令和４年(2022年)７月中旬 企画提案の審査（審査会）

令和４年(2022年)７月下旬 委託事業者決定・事業説明会・契約

令和５年３月１０日（金）予定 全事業終了、事業報告書作成提出、精算。

※企画提案事業説明会は開催せず質疑についてはメールでの受付、回答とする。

１０．企画提案書の提出

- （１） 参加表明 令和４年(2022年)６月２２日（水）１７時 締切

※特に様式はなく、メール本文で可（E-mail：ke_ouchi@visithkd.or.jp）とするが、以下の①～⑥の内容を記載のこと。

- ①単独法人名又は法人名（コンソーシアムの場合はコンソーシアム名、幹事社名）、代表者名

②所在地 ③電話番号 ④FAX 番号 ⑤担当者名 ⑥連絡用メールアドレス

※コンソーシアム又は協力会社がある場合は、それぞれにつき、上記①～⑥の内容

- (2) 提出期限 令和4年(2022年)7月6日(水) 17時
- (3) 提出場所 札幌市中央区北3条西7丁目1-1 緑苑ビル1階
公益社団法人北海道観光振興機構
地域支援本部地域観光部(担当:大内、五十嵐)
- (4) 提出部数 8部(会社名、業務従事者氏名を記載したもの1部、記載しないもの7部)
- (5) 提出方法 提出場所に持参又は郵送(※ファクシミリ、メールでの提出は不可)

※郵送の場合、提出期日までに到着しないものは受理しない。

※提出の企画提案書は期日までに別途データでも提出すること。電子メール、ROM等の記録媒体など手法は問わない。なお、電子データのみでの納品は認めない。(電子データで納品する企画提案書については事業者名、氏名等を記載しないもののみでも可)

1 1. 企画提案書作成上の留意点

- (1) 様式の規格はA4判サイズとし、冒頭に企画提案書の全体構成を記載し、企画提案書の頁数は全体で30頁以内とすること。
- (2) 企画提案書の作成にあたっては、企画提案の考え方のほか、下記の項目について記載すること。

① これまでの事業実績

提案者の業務内容及び本事業類似事業の実績について過去3年分を記載すること。

② 業務実施体制

当該事業の業務実施体制について、業務担当者をはじめとする企画提案者の体制のほか、協力会社等を明記し、具体的に記載すること。なお、本事業は実施内容が多岐にわたり、業務量が多くなることが予想されるため、実施体制については特に詳細に記載すること。なお、提案者名を記載した企画提案書の1部にのみ業務担当者名及び協力会社名を記載し、残りについては、「A」、「B」等の表現を用いて記載すること。

③ 業務スケジュール

委託業務開始から終了までのスケジュールを具体的に記載すること。

④ 見積書

本企画提案指示書 6. 事業内容及び実施方法に記載している(1)～(2)の事業で明示している項目に沿って①～②等実施項目毎の見積額及び当該事業合計額での見積書を作成する事。但し人件費を含む金額とする事。

※宿泊費・交通費・謝金等の明細は不要

例…(1)滞在コンテンツ造成事業

・旅行商品の造成(ツアー・コンテンツ)	16件	〇〇〇,〇〇〇円
・検討会	1回	〇〇〇,〇〇〇円
・モニターツアー	3名	〇,〇〇〇,〇〇〇円
・モニタ 合計	3名	〇,〇〇〇,〇〇〇円

※当方が求める内容と齟齬がなく、的確な提案を受けることができるよう記載を工夫すること。

1 2. 企画提案に関する審査

企画提案書の内容について、プレゼンテーション及びヒアリング（以下「審査会」という。）を実施する。

- （1）日時及び場所については、別途通知する。
- （2）審査会に参加されない場合は棄権とみなす。
- （3）審査会時の追加資料の配付については認めない。
- （4）4 者以上の審査対象者がいる場合は予め書面審査を行い、上位 3 者を最終的な審査対象者とする。

1 3. 留意事項

- （1）企画提案書の作成・提出に係る費用は企画提案者の負担とする。
- （2）提出された企画提案書は返却しない。
- （3）提出期限を過ぎての企画提案書の提出、資料の追加及び差替えは認めない。
- （4）公平性、透明性、客観性を期するため、提出された企画提案書を公表する場合がある。
- （5）業務内容の詳細については、企画提案の内容を基本として、北海道観光振興機構と受託者が協議して決定するものとする。
- （6）業務遂行にあたっては、北海道観光振興機構との連携・調整を密に行うとともに、迅速かつ的確な対応及び効率的な手法により十分な成果が得られるよう努める。
- （7）この企画提案指示書の内容に疑義が生じたときや定めのない事項については、北海道観光振興機構と受託者が協議のうえ、処理するものとする。
- （8）著作権、肖像権等に関して、権利者の許諾が必要な場合は、受託事業者において必要な権利処理を行うこと。
- （9）委託契約に係る業務処理に伴い発生する特許権、著作権その他すべての権利は、北海道観光振興機構に帰属するものとする。
- （10）手続きで使用する言語及び通貨は、日本語及び日本円とする。
- （11）受託者選定後の契約行為に関し発生する費用は、受託者において負担するものとする。
- （12）受託者は、契約前に地域への説明会を実施すること。但し、その際に発生する費用は、受託者において負担するものとする。
- （13）本事業は観光庁が令和 4 年度に実施する「令和 4 年度訪日外国人旅行者周遊促進事業費補助金」を活用する。このため、受託事業者は本指示書及び、観光機構より別途指示する観光庁が示す要綱に沿った業務遂行とすること。尚、支援内容や支援見込金額の変更・支援対象外の事象が判明した場合等には、本募集・選定手続については変更・中止する場合がある。

1 4. 問い合わせ先

公益社団法人北海道観光振興機構

地域支援本部地域観光部 担当：大内 憲悟 五十嵐 雅之

電話：011-231-2900 FAX：011-232-5064

E-mail：ke_ouchi@visithkd.or.jp